

第 13 回
日 米 知 事 会 議
議 事 録

(付)

米 国 州 知 事 団 滞 在 日 程

PROCEEDINGS OF 13TH
JAPAN-U. S. GOVERNORS' CONFERENCE
IN TOKYO 1974

昭和 49 年 4 月

全 国 知 事 会

写真あり

第 13 回 日米知事会議の会場

昭和 49 年 4 月 10 日 都道府県会館 211 号室

目 次

1. 第13回日米知事会議次第	1
2. 出席者名簿	3
3. 会議の概要	5
(1) 来賓あいさつ	5
ア 内閣総理大臣（代理）	5
イ 自治大臣	6
ウ 在日アメリカ大使（代理）	7
(2) 日本知事代表歓迎あいさつ	8
(3) 米国知事代表あいさつ	9
(4) 討議	11
ア 消費者行政について	11
(ア) 岩上茨城県知事の報告	11
(イ) カーティス・メイン州知事の報告	17
(ウ) 両国知事意見発表	21
イ エネルギー危機対策について	26
(ア) ハサウェイ・ワイオミング州知事の報告	26
(イ) 亀井福岡県知事の報告	31
(ウ) 両国知事意見発表	36
(5) 共同声明	46
ア 提案（ハサウェイ・ワイオミング州知事）	46
イ 意見発表（池田佐賀県知事）	53
(6) 日本知事代表閉会あいさつ（木村福島県知事）	54
(7) 米国知事代表閉会あいさつ（カーティス・メイン州知事）	55
〔付録〕	
米国州知事団滞在日程	57
（付、訪日米国州知事団名簿）	

1. 第13回日米知事会議次第

49. 4. 10 PM13. 30～17. 20

都道府県会館別館 211号室

1. 開会宣言
2. 日米知事紹介（藤井事務総長及びクリフィールド事務局長）
3. 議長選出
4. 来賓挨拶

田中総理大臣（大村内閣官房副長官代読）

町村自治大臣、ピートルリー米大使館参事官

5. 日本知事代表歓迎挨拶（桑原全国知事会会長）
6. 米国知事団団長挨拶（ハサウェイ・ワイオミング州知事）
7. 議題の採択

消費者行政について

エネルギー危機対策について

8. 討 議

(1) 消費者行政について

ア 報 告

日本知事代表 岩上茨城県知事

米国知事代表 カーティス・メイン州知事

イ 両国知事意見発表

(2) エネルギー危機対策について

ア 報 告

米国知事代表 ハサウェイ・ワイオミング州知事

日本知事代表 亀井福岡県知事

イ 両国知事意見発表

9. 共同声明

- (1) 提案理由の説明 米国知事代表（ハサウェイ・ワイオミング州知事）
- (2) 意見発表 日本知事代表（池田佐賀県知事）
- (3) 採 択

10. 両国知事代表挨拶

- (1) 日本知事代表（木村福島県知事）
- (2) 米国知事代表（カーティス・メイン州知事）

11. 閉会宣言

2. 出席者名簿

(1) 日本側

北海道副知事	檜原泰明	山梨県知事	田辺国男
岩手県知事	千田正	長野県知事	西沢権一郎
山形県知事	板垣清一郎	富山県副知事	栗林隆一
宮城県副知事	石井亨	石川県副知事	杉山栄太郎
福島県知事	木村守江	岐阜県副知事	杉村治津雄
東京都副知事	常陸壮吉	愛知県知事	桑原幹根
茨城県知事	岩上二郎	三重県知事	田川亮三
埼玉県知事	畑和	福井県知事	中川平太夫
千葉県知事	友納武人	大阪府副知事	岸昌
奈良県知事	奥田良三	福岡県知事	亀井光
岡山県副知事	大橋茂二郎	佐賀県知事	池田直
山口県副知事	平井龍	長崎県副知事	栈熊獅
香川県知事	金子正則	大分県副知事	石見隆三
愛媛県副知事	松友孟	熊本県知事	沢田一精
高知県副知事	斎木敏夫	宮崎県知事	黒木博
全国知事会事務総長	藤井貞夫		

(2) 米国側

メイン州知事	ケネス・M・カーティス（共同団長）
ワイオミング州知事	スタンレー・K・ハサウェイ（共同団長）
カンサス州知事	ロバート・B・ドッキング
アリゾナ州知事	ジャック・ウィリアムズ
テネシー州知事	ウィンフィールド・ダン

ニューメキシコ州知事	ブルース・キング
ノースダコタ州知事	アーサー・A・リンク
モンタナ州知事	トマス・L・ジャッジ

アメリカ合衆国	
全国知事会事務局長	ブレバード・クリフィールド
国務省教育文化局	ジョン・F・マクドナルド
メイン州補佐官	ウィリス・G・ジョンソン

(3) 来 賓

自治大臣 町村 金 五
内閣官房副長官 大 村 襄 治（内閣総理大臣代理）
在日アメリカ合衆国大使館参事官 リチャード・W・ピートリー

(4) オブザーバー

各都道府県東京事務所長、地方五団体事務局長
自治省総務課長、企画室長、自治大 学 校 研 究 部 長
外務省北米第一課長
経済企画庁消費者行政課長、物価政策課長
通商産業省資源エネルギー庁総務課長、計画課長
工業技術院総務課長
アメリカ大使館人物交流部長
全国知事会事務局各部長
報道関係者（新聞、通信社、ラジオ、テレビ各社）多数

3 会 議 の 概 要

(1) 来賓あいさつ

ア 田中総理大臣祝辞（大村内閣官房副長官代読）

本日、ここに第13回日米知事会議が開催されるにあたり、一言御挨拶を申し述べる機会をえましたことは、私の欣快とするところであります。ワイオミング州ハサウェイ知事及びメイン州カーティス知事を団長とする米国知事団の皆様に対しては、日本政府及び日本国民を代表して心からなる歓迎の意を表します。

1962年以来回を重ねてきましたこの日米知事会議が、今回第13回目を迎え、政治、経済、文化、社会等各般の分野における日米両国の友好、協調関係を反映して、ますます充実してきておることは、まことに御同慶にたえません。

日米関係は現在順調な発展を遂げつつあります。私が総理就任直後にハワイで行なわれた日米首脳会談以降「間断なき対話」が日米間で、政府レベルのみならずあらゆるレベルで進捗しています。日米間の最大の懸案であった貿易アンバランス問題も一気に解決されました。ハワイ会談の行なわれた72年には41億ドルであったわが国の対米貿易黒字は、わが国の努力が実って73年には13億ドルに激減しました。日米経済関係上の問題はむしろわが国が米国により大きく依存している食糧及び原材料を安定的に供給してもらえるかどうかに移ってきております。

今回の知事会議においては消費者行政及びエネルギー危機対策の問題等、現在両国が共通して直面している問題について討議がなされる由であります。住民を身近に代表する両国知事が前に述べた日米関係の最近の推移をふまえて、隔意なく意見を交換しあつて、日米両国民の理解の増進に寄与されることは非常に有意義であると考えます。

米国知事団の皆様は、今回の来日の機会に九州地方を含め日本各地を

視察されるご予定と承っております。日本の現実の姿を十分に視察されて、わが国及びわが国民に対する理解を一層深められるとともに、春の日本の旅を心ゆくまでお楽しみ下さることを心から願ってやみません。

終りに、日米知事会議の今後の一層の発展を希望いたします。

昭和 49 年 4 月 10 日

内閣総理大臣 田 中 角 栄

イ 自治大臣祝辞

本日、ここにアメリカ知事団をお迎えし、日米知事会議が開催されるにあたり、一言御挨拶を申し上げます。

この会議も回を重ねること 13 回になりましたが、この会議が日米両国の相互理解と協力を深めるうえで大きな役割を果たしており、また、地方自治体の当面する重大な問題に対し毎回有意義な御検討を加えておられますことは、私ども地方自治行政に携わる者として、まことに喜びにたえません。

承わりますと、今回の会議では、消費者行政、エネルギー危機対策等今日すみやかな解決を求められている諸問題が討議されるとのことではありますが、これはまことに有意義かつ時宜に適したことでであると存じます。

御承知のように、我が国における消費者行政は、60 年代、急速な経済成長と国民生活とのアンバランスが指摘されて以来、国及び地方公共団体はともにこれに対処してきたところでありますが、今日、世界的なインフレ傾向の中にあって、物価の安定対策を含む強力な消費者行政の推進は、ますます重要な課題となってきました。

また、昨年来のエネルギー危機問題は、今日グローバルな資源問題を提起しており、今後における人類の生産活動ひいては文明の発展に密接に影響する課題として、国際的な立場から検討する必要が生じておりま

す。

住民の生活の向上を図り、地域の均衡ある発展をめざしておられる日米知事各位が叡知を結集して、意見の交換を行われることは、これら諸問題に対するよりよい解決に達する途であると信じます。

なにとぞ、この貴重な機会を生かされ、共通の問題意識のもとに、有意義な御討議が行われますよう心から期待しております。

終りに、日米知事会議の今後の一層の御発展をお祈りいたしまして、私の御挨拶といたします。

昭和 49 年 4 月 10 日

自治大臣 町 村 金 五

ウ ピートリー参事官あいさつ

議長、日米知事各位、来賓の皆様。第 13 回日米知事会議の開会にあたり、私はアメリカ大使館を代表してお招きを受けたことを、まことに光栄に存するものである。この時にあたり、代理大使トーマス・シューミスが、突然帰国したことを遺憾に存する次第である。

同氏はぜひ親しく各位にご挨拶申し上げ、また、緊密な揺ぎなき理解を築き上げるため、長年継続され、かつ、偉大なるわれわれ両国の最も意義ある日米知事会議に対し、われわれの総力を挙げてご支援いたす旨をお伝えする予定であった。

今日まで永年に亘り、日米関係のため努力して来たわれわれにとって、日米両国を悩ます諸問題について、われわれが共に胸襟を開いて継続的に話し合ってきたことが、日米相互関係の成功をもたらす核心となったのである。国情と国語、文化を超越して対話する手腕は、容易に勝ち取ることができるものではない。この手腕を働かすには、われわれの最善の創造力とエネルギーと寛容とを要するものである。われわれは、日米知事会議のこの過程に対する貢献を、高く評価するものである。なぜな

らばこのことは、日米両国々民の生活と最も密接している両国知事を相合せしめるからである。日米知事会議は、常に両国の関心事である決定的に重要な問題を取扱っている。そして最後に、永年に亘り日米知事会議は、われわれ両国を結合する最も強固な、最も意義深い連結環たらしめる、真剣な討議のそれ自体の伝統を開拓して来たのである。私は全国知事会の今日のこの歓待と、会議の諸準備に対し、衷心より感謝の意を表するものである。私は、参加各位に対し、刺激となり、かつ、意義深き会議であるよう希望するものである。

(2) 日本知事代表歓迎あいさつ

会長 愛知県知事 桑原幹根

第13回日米知事会議の開会にあたりまして、全国都道府県知事一同を代表いたし、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、田中内閣総理大臣（代理）、町村自治大臣、ピートリー参事官のご来席のもとに米国州知事団の共同団長のメイン州カーティス知事とワイオミング州ハサウェイ知事のほか、7州の知事各位と日本知事の参加を得て、ここに第13回目の日米知事会議を開催することができましたことは、まことにご同慶の至りに存じます。私は、この機会に米国州知事各位が政務きわめてご多端の折にもかかわらず、はるばるわが国を訪問され、この会議にご出席くださいましたことに対し、心から敬意と感謝の意を表する次第であります。

日米知事会議は、日米知事相互訪問計画に基づき、1962年より開催してまいったのでありますが、今回で回を重ねること13回に及んでおるのであります。その間多くの日米の地方行政に共通する重要課題を取り上げて真剣に討議され、日米両国の地方行政の改善と、それぞれの国民の福祉の増進に大きく寄与してまいったのでございます。しかしながら、最近における世界的な経済の不安定とエネルギー資源の問題は極めて深刻で

ざいまして、それらの対策は全世界の関心事であり、各国とも最も重要な問題として採り上げ、これに取り組んでおるところでございます。

このような時期におきまして、両国の知事が一堂に会して、これらの重要問題について討議をいたしますことは、まことに意義深いものと存ずる次第でございます。

今回は、日本側より「消費者行政」につき、米国側からは「エネルギー危機対策」について、それぞれ提案があり、活発な討議が行なわれるものと信ずるものでございますが、これらの問題は、いずれも両国にとってきわめて重要な課題でございますので、十分論議を尽くされ解決の一助になりますよう期待いたします。

なお、この会議は、本日一日をもって終了いたし、明日からは、わが国の地方行政と産業等について、実地にご視察をいただくことになっておりますが、この視察旅行においても適切なお助言がいただけますならば、まことに幸甚に存ずる次第であります。

最後に私は、この日米知事相互訪問計画に対し、両国民はその成果に大きな期待を寄せていることにかんがみ、今回の会議と引き続いての地方視察が日米両国民の理解と親善を一そう深め、両国行政の進展に貢献するものと信じて疑いません。したがって、本日の会議が、ご列席の各位のご協力により、所期の成果をあげ得られますよう切に希望いたしてやみません。

はなはだ簡単ですが、これをもって私の開会のごあいさつといたします。ありがとうございました。(拍手)

(3) 米国知事代表あいさつ

ワイオミング州知事 スタンレー・K・ハサウェイ

議長、日本の知事各位、紳士各位。同僚であるアメリカ州知事を代表して、一言所懐を述べさせていただきたい。今日この会議に出席して、日本

側提案の議題消費者行政とアメリカ側提案のエネルギー問題について討議するため、日本の知事各位と席を同じくできることは、私どもの心から喜びとするところである。私どもは、これらの議題について、有意義な討議の行なわれることを期待するものである。

私が共に勤めた多くの知事——ある知事はすでに退職しておられるが——から私は、このすばらしい日米知事会議について聞き及んでいる。彼等は、偉大なる貴国について、また、過去において皆さん方が彼等に示されたご歓待について、私に語った。もちろん私どもは、貴国々民の進取の気性を賞賛するものである。

日米両国は、地理的に地球の反対側に位置しているが、しかもなお多くの共通点——共通の願望、共通の統治形態、共通の方法論及びもち論共通の諸問題——を抱えている。そしてこれらの問題の幾つかを討議するため、皆様方と席を同じくすることは、私どもアメリカの知事にとって、欣快の念を禁じ得ないものである。なぜならば私どもの問題は、皆様方の問題と大いに共通点を有しており、これらの問題解決に、皆様方から多くのことを学びたいと希望しているからである。

本日午後この会議の終りに私は、共同決議文を提案し、出席者全員の採択を求めるつもりである。この決議文は、日米知事会議の歴史と日米相互訪問の目的について述べ、国際関係におけるこの賞賛すべき企画の継続を勧奨している。

訪日アメリカ知事団を代表して私は、本日ここで各位と相会することができたことを心から喜びとし、本日以後の日本滞在に多大の期待を寄せているものである。

(4) 討 議

ア 消費者行政について

(ア) わが国の消費者行政（報告）

茨城県知事 岩 上 二 郎

私は茨城県知事の岩上二郎でございます。

本日、第13回日米知事会議におきまして、日本側からの提出議題である「消費者行政」についてご報告申し上げ、尊敬する米国州知事各位と意見を交換する機会を与えられましたことは、まことに光栄と存じます。

最近、日本におきましては、一部の生活必需物資の品不足や価格の著しい上昇が、国民生活を強く圧迫し、重大な問題となっており、政府は、中央・地方を問わずこの問題の解決のために最大限の努力を傾けております。そして、物不足や物価騰貴の抑制のための消費者行政に対する国民の期待は、かつてみられなかつたほどの高まりを示しております。

こうした時期におきまして、日米知事会議の議題として「消費者行政」がとりあげられ、両国の現状や将来のあり方等について意見交換することは、まことに有意義であり、地方行政の発展と住民福祉の向上のために資するところ多大なものと確信いたします。

以下におきまして、わたくしは、日本の消費者行政の現状とその課題を申し述べ、本会議における意見交換のための報告といたしたいと存じます。

1. これまでの消費者行政

まず、日本におけるこれまでの消費者行政の概要を申し上げます。

日本が技術革新を背景にして、著しい経済成長を実現しつつあった1960年代始めから、危険・有害な商品が出回りはじめ、消費者

保護対策が重要視されて参りました。このため問題が発生する都度個別に関係法令を改正して対処して参りました。消費者対策が政策意識の上で本格的にとりあげられるようになりましたのは、急速な経済成長が公害や物価の上昇等をもたらし、必ずしも実質的な国民生活の向上に役立っていないという「成長と生活のアンバランス」が指摘され、これを是正するため積極的な消費者対策が国の経済計画においてとりあげられたことに始まるのであります。これと同時に、国の権威ある諮問委員会（国民生活向上対策審議会）の報告は、「生活が経済の犠牲になるのではなく、経済が生活に奉仕すべきもの」として、消費者行政のあり方を指摘しております。

（関係法律の整備）

1960年代において、危険・有害な商品や、虚偽的な広告・宣伝から消費者を守るために、食品衛生法や薬事法等を改正し規制を強化しました。さらに、電気用品取締法、家庭用品品質表示法、不当景品類及び不当表示防止法、割賦販売法等を新たに制定し、消費者保護政策を推進して参りました。

1968年には、消費者対策の憲法ともいうべき「消費者保護基本法」が制定されて、消費者はどのような面で保護され、中央・地方政府はどのような施策を行えばよいか等が明らかにされ、消費者の保護を図ることが国家の責務であることが宣言されたのであります。そして、この基本法にそつて各種の保護施策が運営され今日にいたつております。

基本法は次の内容を推進することを義務付けております。

第1に危害の防止、第2に計量の適正化、第3に表示の適正化、第4に規格の適正化、第5に公正・自由な競争の確保、第6に消費者の教育。啓蒙、第7に消費者苦情の処理、第8に消費者の意見の反映、第9に商品検査のための試験・研究機関の整備であります。

（行政機構の整備）

このような消費者対策を推進するために、中央・地方を通じて行

政機構の整備を図って参りました。まず中央政府におきましては、消費者行政に関係ある各省庁に、その窓口としてそれぞれ担当機構を設けております。さらに、政府全体にわたる統一的な行政機構として、1965年に経済企画庁に「国民生活局」が設けられ、政府部内の総合調整・企画・立案の任にあたることになりました。現在、「物価局」も設けられ、物価問題を専門に担当しております。

また基本法によって内閣総理大臣を長とする「消費者保護会議」が設置され、具体的な保護施策のあり方について、強力なプログラムを毎年提示し、さらに保護施策の進捗状況をチェックしております。

地方レベルでは、各地方政府に消費者行政を専ら担当する行政機構が設けられております。さらに、消費者を加えた諮問委員会や消費者に対するサービス機関として「消費生活センター」を設置する自治体がますます増大しております。

このようにして、消費者の意見が地方政府のトップへ通ずる途が広く開かれており、各地方政府は、それぞれ地域の実情に応じ各種の対策を独自に発展させ推進しているところであります。

2. 消費者行政の現状

日本の消費者行政は、最近における著しい物価上昇を契機に、これまでの消費者保護の施策だけでは十分な成果をあげることが極めて難しくなっており、経済秩序そのものに対する何らかの公権力の介入を必要とするほどの大きな転換期にさしかかっております。

つまり、1972年の末から世界的な食料・原料の需給のひっ迫や、急激な外貨の流入による過剰流動性の膨張、さらには1973年秋の石油危機を背景にして一部生活関連物資に投機的需要が発生し、買い占め売惜み等による物不足、価格の高騰がみられ、国民の消費生活の基盤を脅やかし始めたからであります。

このため政府は、緊急輸入等の措置をとると同時に、企業の行きす

ぎた投機活動を規制し、物価の抑制を図る対策として、公定歩合の数次にわたる引き上げや銀行の貸付規制、預金準備率の引き上げ等による金融の引締め、公共事業の繰延べや設備投資の抑制等の総需要抑制策を強力に進めることとしたのであります。

このように、今や消費者対策は財政・金融、貿易政策等日本の経済政策のすべてをあげて対処しなければ効果的な対策が望み得ないところにあるとあってよいのであります。

(関係法律の整備)

政府は、1973年6月に「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」を制定し、同年12月に「石油需給適正化法」、「国民生活安定緊急措置法」を制定し、物価対策の強力な手段として企業の活動に対し、公権力の介入ができるよう法的根拠を準備いたしました。国民の生活に必需的な物資を指定し、売惜しみや買占めを防止するとともに、その販売において、政府が標準価格を設定し、国民生活を考えない企業の利潤追求本位の活動に、一定の社会的規制を加えることになったのであります。さらに、現在物価対策において重要な独占禁止法の大幅な改正を考慮中であります。

(行政体制と行政活動)

政府は、前述の3法律を実施するために、関係各省庁に「価格調査官」を新たに設置し、消費者の通報等によって、問題のある業者を立入り検査し、その結果違反していると認めた場合には価格の引下げ指示や物資の放出等の是正命令を出すことになっております。これに従わない場合は、事業者名を公表し社会的制裁を加えることになっております。

さらに、政府は緊急事態に速やかに対処するため、閣内に「国民生活安定緊急対策本部」を、関係各省庁内に「物資・物価対策本部」

を設け、強力な物価抑制策の推進を図っております。

地方におきましても、政府権限の一部が都道府県レベルに委任されたこととあいまって、政府同様の「生活安定対策本部」をそれぞれ設置いたしまして、「価格調査官」を任命し総力をあげて物価の抑制に取り組んでいるところであります。

3. これからの消費者行政

以上において概観いたしましたように、日本においては物価抑制のため、中央及び地方政府が努力を重ねており、物価高騰も沈静化のきざしがあらわれて参りましたので、近い将来において総体的な効果が達成されるものと考えられます。

わが国の物価対策は貴国の場合と異なり総需要抑制策を基本としており、これは今後とも継続されるものと思われれます。従って市場メカニズムによる価格形成に対し公権力の介入の途を開いたとはいえ、自由経済のメリットにたよる度合はまだ高いのであり、それだけ企業活動の社会的責任の自覚に期待することも多いのであります。

このため企業活動の社会的責任を担保する各種法制度を整備し、社会全体の総体的な利益が実現するかぎりにおいて企業活動の自由を認めていく方向が重要であります。こうすることによって、物価対策はもちろんのこと、各種商品においても、買い手危険負担の原則から、売り手危険負担の原則が社会的ルールとして確立するものと考えられます。

また、わが国においては、さきに触れましたように独占禁止法の改正が考慮されておりますが、法改正によって企業の正常な自由競争が促進されるとともに、企業活動の社会的責任が明らかにされること、さらに、この法改正によって現在貴国の場合に比較してはるかに弱体である公正取引委員会の活動も強化され、物価対策は一層前進するものと考えております。

つぎに、今後の物価対策において当面する大きな問題は石油の値上げであります。石油の値上げは多くの商品の価格に直ちに影響するものであり、ようやく抑制効果を発揮し始めた物価対策も、この石油価格の引上げによって新たな対策を必要とすることになりました。この値上げは一国の経済問題であると同時に直接に国際経済の問題であります。したがって、国際的視点から論議されることが必要であり、本日の会議の第2議題として「エネルギー問題」が提出されておりますので、報告はその方に譲りたいと存じます。

最後に物価問題を中心とする消費者行政において重要な役割をもっております消費者自身の活動にふれたいと存じます。

消費者の活動は、多くの団体が結成され、現在、全国単位に、また各府県単位に活発に展開されております。しかもその活動のあり方をみますと、これまでの商品テスト的運動より、価格形成問題に目を向けるところまで発展して参りました。

したがって、消費者運動が活発になればなる程、物価問題の解決に果たす役割は大きいものであり、われわれ地方政府としてはこの活動に深い関心をよせるべきであると考えます。

以上、物価問題を中心にしてわが国の消費者行政の現状とその課題について申し上げましたが、本日会議に出席しております日本側知事はいずれも消費者行政の推進には大変苦心されておるところでありますので、多くの知事から活発な意見の発表があることを期待して、私の報告を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

イ 消費者行政について（報告）

メイン州知事 ケネス・M・カーティス

桑原知事、日本の知事各位、同僚であるアメリカ知事の皆様。消費者保護の議題について、所懐の一端を述べる機会を得たことは、私の光栄とするところである。ただ今の岩上知事のすばらしいご発表に対し、若干つけ加えることをお許しいただきたい。

私どもがこのことについて考える時、いかなる政府でも、唯一の実際の到達点は、国民の各種のニーズに応じ得る組織体を作ることである。そして確かに消費者の保護と福祉とは、これらの大きなニーズの一つである。

過去 10 年間にアメリカの市場でわれわれは、一つの新語が現れたのを知った。その新語をわれわれは、単純に「コンシューマリズム」といっているが、この言葉は、売り手と買い手の関係の変化ということでは、述べ尽せないものがある。これはひとつの国民運動となり、哲学となり、アメリカ国民とアメリカ政府が広く抱懐する到達目標となった。そして「コンシューマリズム」の出現は、市場が複雑化し非人格化し、製品が規格化され、商標名としてラベルが貼られ、誘惑的な包装が、目方、大きさ、感触、臭い、味——買い物の軌範——に取って代るにつれ、不可避的のものとなった。

歩調の速い市場は、製品自体や販売方法に変化をもたらし、しばしば誤って導いたり欺瞞的売買を行なう結果となった。

かって市場での取引きの過程で消費者に与えられた既成の保護は、ばく大な数量の生産品に対する専門的知識が役立たなくなるに従って消滅してしまった。そしてこのようなハンデキャップの故に、政府として関与することが必要になった。そして国、州、郡、市等各レベルの政府が対応措置を講じてきたが、州政府と地方自治体とが最大の責

任を負うようになった。なぜならば州や自治体は、市場に近接し、国の政府よりも速やかに、直接的かつ精力的に活動して、消費者問題に対して指示力を有しているからである。

今日ほとんどすべての州は、いくつかの積極的な消費者保護法をもっている。これらの法律のうちには、不公正な詐欺的商行為を禁ずる州の法律がある。このような法律の一つは、不公正な詐欺的行為には、法律の保護を奪っている。大方の州の不公正な商行為法は、公務員による調査と法の励行と命令権の発動を規定している。

多くの州では、消費者保護の権能を、政府の法権力として主として検事総長に与えている。これら消費者保護職員には、買い手と売り手間の相違を調停するため非公式の公聴会を開く権限が与えられている。これは金と時間がかかる裁判沙汰を避ける措置である。

州政府が買い手のため一般的保護を与えているいまひとつの方法は、契約条件と消費物資販売の規制を通じて行うことである。例えば広く一般に採用されている統一的商法は、あらゆる商品の販売において、法律問題として保証することを意味している。この商法は、前もって売り手が買い手に、この商品は既知の欠陥をもち、あるいは不完全な状態で売られている旨が知らされていない場合消費者は、その製品が一般的使用に当然適するものであると期待する権利をもっていると述べている。

しかしながら、売買条件規制のため最も重要なことは、消費者の信用の問題である。消費者の信頼は、市場で支配的要素になってきたので、信用はそれ自体商品と見なすことができる。このことはもちろん、消費者を悪用するもう一つの機会を作り出した。

連邦政府の貸付け法は、借り主が容易に理解し得る表現で信用の価格を十分に表示することを貸し主に要請することにより、このことの矯正を試みている。多くの州はまた、信用売りに対する利率を制限し、

不当な取り立てを禁ずる法律を制定した。

このことに関心が高まっている一つの理由は、多くの金融機関や国の小売業者がクレジット・カードを消費財購入に対する重要な支払い手段としてほしいと要請していることである。州の消費者保護法の特殊なタイプとして、次のようなものがある。家庭勧誘。アメリカの31州の法律は、買い手に一定の時間的余裕を与え、この時間内で買い手は、個別訪問をするセールスマンから、家庭で購入した商品に対し購入契約をキャンセルすることができるものである。また移動家屋の場合、これら工場で作った住宅が、比較的廉価な住宅という形で、全米に急増しており、これは銀行の抵当として特別な高利率で容易に利用できるのである。この結果、次第に多くの州——少なくとも23州——

が建築基準を定めたが、この基準に工場は、彼等の移動家屋が州内で売り出される以前に適合していなければならない。

自動車の販売と修理の方面では、少なくとも28州が、実際の走行マイル数よりも少ないマイル数を示す走行盤をつけ換えることを自動車販売業者に禁止する法律を採択した。他の州では、自動車の販売に、特にクレジット条件を規制する法律を有している。

消費者保護法の下に調査され、州で個々に規制されているその他の消費者の苦情のうちには、次のようなものがある。家主と借家人の関係、家賃とサービスに対する保証金、家庭電気器具の修理、細分された土地の売買契約、不法慈善行為に対する寄付、競技、催し物、保健器具、住宅改良と修理、家庭備付品、雑誌販売、運動用具、旅行、および特に広域に亘る問題として多くの層あるいはいわゆるピラミッド型の配給組織の販売等がある。

これら配給組織の販売は、近年アメリカに起った最も重大な詐欺行為の一つである。公式な政府の調停は、詐欺行為を処理する一つの手段にすぎない。階級としての行動は、州消費者保護法の一つの論争点

である。提案者は、このような訴訟は、いろいろな事情で、法廷訴訟を提起することができない人々の権利を保護すると述べている。これに反対する人々は、これは不必要な訴訟の提起になると信じている。ある州では、このような階級としての訴訟の提出を、消費者保護機関に許可している。

このような訴訟の行われた最近の事例としては、幾つかの州が提携して、抗生物質の薬品の価格を共謀して決定した製薬会社を告訴したことがある。これらの会社は、法廷外で約 700 万ドルで和解した。この金は、その薬を買った個人個人には配分されなかった。なぜならば彼等を探すことは、事実上不可能であったからである。その代りその金は、州内の一般教康管理のため、各種医療機関に与えられた。

過去 2 週間に私のメイン州の消費者詐欺対策課は、アメリカ最大の石油会社エクソンに対し、階級訴訟を起した。起訴状によるとエクソン会社は、メイン州と全米の販売店や自動車常用者をだまして、昨年夏ガソリンが不足していることを信じこませたと告発している。事実その際メイン州の検事総長は、州が提出を命じたエクソン会社の記録文書は、そのような事実はなかったことを示していたと申し立てた。

かくてわれわれは、消費者を保護する勤勉な政府の措置は、市場で起り得る不正行為に対し、一般大衆の認識を高めるものであることを知ったのである。全米のおよそ 75 パーセントの州が、消費者情報プログラムをもっており、潜在的な詐欺的販売の疑のあるものについて、パンフレット、ラジオ、テレビ放送、新聞、無料電話苦情処理通話を通じて、消費者に援助と用心を呼びかけている。かつまたおよそ 25 の州では、公立学校で消費者教育を行っている。

それ故私は、日本でまたアメリカで、コンシューマリズムの時代がきていること、及び将来は消費者のため一層大きな保護をもたらし、広く社会全般に対してより大きな正義をもたらすことは確実であると

言い得ると思う。われわれは、昔の教訓——バイヤーに用心させよ——が、市場支配を許させないような日の来ることを目指して努力しているのである。

(ウ) 消費者行政について意見発表

岩上茨城県知事

ラルフ・ネーダーとは何か

カーティス・メイン州知事

ラルフ・ネーダーは、わが国で行政にたずさわっていない一市民として、何をなし得るかについて述べている人だと思う。彼は最初ある書物を書いてアメリカで有名になった。その本は「どんなスピードでも安全ではない」という書名だったと思う。この本は、自動車の多くの危険な特性について述べているもので、その時以来彼は、大衆に関心を持たれなかったと言われて来た、多くの消費者の慣習について、論文や評論を書いて、大学の学生や市民を導いてきた。わが国の多くの人々は、必ずしも全面的に彼に同意しているという訳ではないが、消費者問題に関するより大きな大衆の認識のため、重要な問題を発表した彼の才能を、人々は尊敬すると私は思う。それ故われわれは、最近の消費者の諸活動は、いわはラルフ・ネーダーの考え方と等しいものだと考える。

ウィリアムズ・アリゾナ州知事

「どんなスピードでも安全ではない」というその本は、ゼネラルモーターズの製品コービアーについて書かれたものであると指摘したい。もっとも私はゼネラルモーターズの社員ではない。この自動車は、この不愉快な記述のために市場から引退しなければならなかった。後日この本は、完全に誤っていたことが判明した。コービアーは、今日で

は収集家の求める種目で、コピーアを求め得られる人は、今日アメリカで最も驚くべき自動車の一つを手に入れることである。それはも早製造されていないのである。

私はこの特別の討議において、悪魔の擁護者でありたいと思う。なぜならば私は、いくつかの昔の金言があると思うからである。その金言というのは、余り長い間伝統のうちに置かれていると、われわれはそれに注意を払わなくなるが、その時にはわれわれは、誤った道に迷い込んでいるものだから、忘れてはならないというのである。一つの間言は、「悪貨は良貨を駆逐する」というのである。このことは金と銀の排除ということでアメリカで見てきたことで、われわれは今日唯一の通貨として通用している一種の劣悪な金属性硬貨を有しているのである。皆さんは硬貨のうちに金と銀を見出し得ない。

もう一つの間言は、「もし皆さんがすべての人の愚行を庇護するならば、馬鹿な国民を育て上げる」すなわち、もし皆さんがすべての人の誤りを庇護するならば、賢者は無くなってしまうということである。

私は、消費者運動は、不法行為と見なされる範囲内だけの教育運動であると信ずる。私は、国民を正直にしようとして過通した法律を嫌うものである。

もうひとつ留意しなければならないことは、価格統制ということは、私の知る限り、ローマのダイオクレシヤン皇帝により始められたという事実である。私はただ価格統制が、ニクソン大統領により終らされることを希望する。それは両時代とも失敗だったからである。

沢田 熊本県知事

私は熊本県知事の沢田一精です。きほど岩上知事から、わが国の消費者行政について報告があったが、その報告に関連して、若干の意見を述べさせていただきます。

ご承知のように、わが国はアメリカと異なり連邦制でなく単一国家であるから、価格問題に関し府県がなし得る権限の範囲はきわめて限られており、その行政活動にあたっては制度上の制約がある。

したがって、今回のような新しい事態が生じた場合に、府県レベルではカバーできないものについては、われわれ知事は、共同して国に新たな立法措置や行政上の改善措置を要求していく。只今議題となっている消費者行政についても、われわれは、これまで各種の改善策を国に要望してきたが、国においてもこの要望を受けて、制度の企画立案をすすめてきた。

先刻岩上知事が報告されたように、国、地方をあげての物価対策が効を奏し、物価上昇に沈静のきざしがみられるが、現在は、石油の値上げに伴う新たな物価抑制策を、困難な条件下に強力に推進している。

この新しい物価抑制策の効果を達成するためにも、中央・地方を通ずる総合的な行政の推進が必要である。

このような国と地方との関係の改善について、私は物価対策に関するいくつかのことを申しあげたい。

その一つは、われわれが国から委任された権限を行使するに際しては、全国の見地に立って適切な方策を推進する必要があるが、県は、その基礎となる物価・物資問題に関する全国的な生産、輸入、在庫、流通、価格等についての情報を得にくい立場にある。したがって、国が最新でかつ適確な情報を常時すみやかに地方に流すことを期待している。

第二に、国からの権限の委任は、府県のほか、国の地方出先機関、一部の市に対しても行なわれているので、これらを一体とした執行体制をすみやかに確立することが必要であり、それと同時に、権限の委任に伴う必要経費については、地方に対し十分な財源措置を講ずることを強く要望している。

さらに物価・物資問題対策の基本は、物資の流れを円滑にし、必要な物資を必要とする地域に潤沢に供給することにあると考えられるので、われわれが国に対し、かかる地域についての物資の売り渡しやこれに伴う輸送や保管について何らかの要請をした場合は、国は必ずじん速、適切な緊急生産や緊急輸送などの措置をとるよう望んでいる。

以上三つの具体的な例をあげて、われわれが国との協力関係の改善につとめていることを申し述べたが、貴国の場合は、わが国とはいろいろ事情をことにするとはいえ、連邦政府と州政府との関係の問題について何かご意見を伺えれば幸いである。

ダン・テネシー州知事

議長、アメリカの州と地方自治体のレベルでは、われわれは物価について比較的限られた統制を行っている。われわれは、競争心すなわち需要供給の法則が、消費者のための物価に大いに影響していることを見出すのである。しかし連邦政府のレベルでは、証券為替委員会、連邦貿易委員会、連邦航空局、州間商業委員会、連邦電力委員会等が、幅広い基盤に立つ機関として、政府の最上層に位置している。そしてこれらの機関が、直接消費者に関係のある基盤のみならず、環境を創造する幅広い基盤に立って、国民の保護のため管理と取締りを行っている。

しかしながら、州の段階としてわがテネシー州では、食品、肉類、酪農産物、家きん等の消費に関しては、上述の大きな傘の下に関与している。そして消費者に関係がある問題や消費物資を処理するため、テネシー州農務局の下に食物と薬品部及び酪農部をもっている。しかしながら、テネシー州の多くの規定は、食品に類する種目以外にサービス業務も取扱っている。そしてわれわれは、州政府の出先機関を通じて消費者の保護に努めている。

保健業務の分野では、われわれは、医師、脊椎指圧治療者、光学機械商の認可を与えている。検死官、看護婦、視力検定医、整骨療法家、言語病理学者、聴覚学者、獣医、薬局、小児科医等の免許を与えている。

われわれはまた、新しい法律制定の結果、テネシーの職業安全と保健法によって、被使用者を消費者として規定している。われわれは、被使用者の労働条件を取締っている。このことはもちろん勤労者の安全、鉱山の検査、エレベーター検査、ボイラーの検査等の領域も含んでいる。民間の雇用機関の検査も当然含やれている。

州はまた、利率、担保物件等の取締りを行っているので、金銭関係の取締りも行っている。この業務はテネシー州銀行業務部で行っている。われわれは、貸し出しと金利の管理も行っている。われわれは、私が述べたように特定の職業を取締っており、あらゆる面で消費者を保護することを努めている。

そこで朝食に卵とベーコンを食べ、歯科医の予約に行く途中銀行に金を借りに行き、それから心理学者に会いに蒸気暖房ビルの3階にエレベーターで登る前に、保険料を納めるため会計係とレストランで昼食を食べ、その後帰宅の途中理髪するテネシー州の消費者は、私が前に述べた連邦政府の取締り機関の幅広い傘の下に運営されているテネシー州の、10種類にも及ぶ各種の保護を受けているのである。

それ故われわれは、消費者保護が各種品目の値段と行政に関係をもっているのでコンシューマリズムに関心を持っているばかりでなく、それらの行政の質の面でも関心を持っている。そしてわれわれは、この点で連邦政府と非常に健全な関連をもっていると思うのである。

イ エネルギー危機対策について

(ア) エネルギー危機対策について（報告）

ワイオミング州知事・スタンレー・K・ハサウエイ

議長。略式にマイクの近くに近接して位置することと、本日私は少し元気がないことをお許し願いたい。私はアメリカから風邪の病原菌を持って参ったので、着席したままお話ししたいと思う。

世界のエネルギー危機は、二大産業国としてアメリカと日本両国が、十分に承知している問題である。事実アメリカにおける危機は、この数年間問題になってきたものである。多くのアメリカ人は、このことを信じていない、われわれはこの危機に対して、三つの段階を経過して来たと言い得ると思う。すなわち「私はそれを信じない」という段階と、現在は「身代りのヤギを探す」段階と、最終段階として「意義ある解決手段を探求する」段階である。われわれは恐らく現在後者の段階の中間に位置していると思う。私は物を読むのが下手だから、原稿からはそれると思う。

エネルギーはもちろん、アメリカや日本のような自由企業体系のための燃料である。過去6か月アメリカでは、重大なアメリカ経済の転換と重大な失業が起るかも知れないと心配された。

最近大統領も言ったように、われわれは危機の段階は通り過ぎ、今や問題を抱えた段階にあり、恐らく今後数年間はこの段階に止まるであろう。

この物不足の理由を検討すると、各人の責に帰せらるべき十分の理由がある。アメリカ人は、長年に亘り非常にエネルギーを浪費して来た。彼等は1ガロン当たり7、8マイルの割でガソリンを消費する大型高性能自動車を運転する。彼等は、消燈すべき場合に点燈したままにして電力を浪費してきた。冬期には暖房のため、夏期には冷房のため莫大な浪費をしてきた。われわれは、このエネルギー不足の最初のひ

らめきを、2・3年前アメリカのある都市で電力低下を来した時、特にエアー・コンディション設備をやりすぎた夏期に認め始めた。エネルギー不足は、ある州で燃料油の不足を来した1972年冬に頂点に達した。そして凍死した者はなかったが、国内のある地域では、暖房用燃料が極度に不足し1972年冬その頂点に達した。

この段階の時アイオワ州知事は、州政府に代って燃料を購入した。これはどこの知事にとっても新機軸であったと思う。多くの州は、合州国政府が、スピード制限やサーモスタットとビルの暖房について特別の規定を設ける以前に、エネルギー管理の分野の手を打ったのである。

全米知事会議は、昨年夏全米知事会議で一つの方針を打出す前は、事実上固有のエネルギー政策なるものを持たなかったのである。この政策の二つの大まかな部面は、エネルギーの管理と、エネルギーの消費節減のため、従来以上に努力せねばならないということである。世界の人口の6パーセントの人口を有するに過ぎないアメリカが、世界で生産される30パーセントのエネルギーを消費していることは、真に注目し値すると思う。すなわちわれわれに許さるべき量よりも遙かに多量のものを消費しているのである。

そこで知事たちは、冬期にはエネルギーとしての燃料と、夏期には冷房の燃料を節減するため一連のエネルギー節約方策と新しい建築法を勧告した。ある州知事は、連邦政府よりも一歩前進した速度制限を採択した。われわれは現在、1時間55マイルの国のスピード制限を有しているが、ある知事は、それを1時間50マイルに短縮した。

ちなみにこの速度制限の結果、アメリカで相当数の人命が救われ、交通事故が減少した。

知事たちのエネルギー政策の第2の主たる前提は、国内消費エネルギーをできる限り速かに自足し得るようにしなければならないとい

うことである。しばらくの間、石油と天然ガスの保有量は、減少しつつあるという掲示板が出された。これらは 1960 年以来低下していたのである。それ故われわれは、石油と天然ガスの新しい供給源を発見しなければならないとともに、その他の国内固有のエネルギー源を開発しなければならないのである。

連邦政府のエネルギー政策は、ようやく打ち出されたばかりである。この政策は、アラブ諸国の石油輸出禁止とともに急速に出現した。多くの人々は、アラブ諸国の石油輸出禁止は、いろいろな恵沢をもたらしたと知っている。それは過去 6 か月間、ガソリン購入者の長い列と極度の燃料の不足をもたらしたが、そのことは、われわれ自身の問題に気付かせてくれたし、わが国のためより多くの国産エネルギーを供給して解決策を見出すことを軌道に乗せてくれたのである。

さて、われわれが探し求めているその他のエネルギー源とは何であろうか？ 合衆国は、世界の石炭のおよそ 40 パーセントを有している。過去において石炭は、大部分産業用として使われてきた。ある部分は国内燃料用として及び、火力発電所の燃料として使われた。きたるべき数年間に一層多くの石炭燃料による発電所が出現するであろう。同時に石炭は、天然ガスの代用として合成ガスの製造に使われるであろう。数年以内に液体燃料に加工されることを期待している。

この席におられる数人の知事は、西部諸州の方々に、多量の低硫黄石炭を有しておられる。そして石炭会社は、この石炭の使用を期待してわれわれの門をたたいている。彼等は、国内の他の地方に鉄道やスラリー・パイプラインで輸送し、またある部分は適所に使用されるであろう。

石炭の使用に関しわれわれは、環境上の影響について心配している。西部の数州と若干の南部の州の石炭の巨大な露天掘りは、おそらく環境上の影響を伴うであろう。われわれは、これら石炭資源を、環境を

そこなうことなく、国土の美を破壊することなく、また、空気と水の汚染にこれ以上の問題を起すことなく使用する方法を見出さねばならない。われわれは、これらの問題は、解決し得るものと信ずる。そして将来は石炭がエネルギー資源としてさらに大量に使用されることを期待するものである。

多分皆さんは、わがワイオミング州と、コロラド、ユタの両州に多量に存在する油母頁岩の大鉱床のことを聞かれたことと思う。これら油母頁岩の埋蔵量は、現在世界の原油埋蔵量の17倍に相当している。それは莫大な資源であるから、アメリカのみならず他の国々にエネルギーの供給を助けるため開発し得るものと思う。油母頁岩は、カナダのタール砂事業と同様の採鉱方法により採掘され、あるいは精製して液化することができるであろう。

連邦政府は、数年間の検討ののち油母頁岩計画を発表した。原油価格1バーレル当り6ドルないし7ドルで競争に耐え得るので油母頁岩は、従来以上に多量に使用されると信ずる。

油母頁岩が採掘されその場所で精製されないとすれば、この分野でも環境問題が生ずる。われわれは、この環境問題は解決し得るものと信ずる。そしておそらく現在緒についた商業ベースによる事業がフル操業を始めるまでは、この環境問題は十分に知られないであろう。

われわれが未来に求め得る国内で自足可能なもうひとつの大きなエネルギー源は、原子力の利用である。現在われわれは、電力の必要量のおよそ4パーセントを原子力から生産しているにすぎない。紀元2000年までにわれわれの電力の約30パーセントを原子力発電所で生産することになると推定されている。再びここに環境問題が生ずる。

ネーダー氏は、同様に安全性の諸問題があると信じている。しかしながらこれらの問題は、原子力がきわめて有用な清浄資源であるので、

解決されねばならないであろう。アメリカには広大なウラニウム鉱床があり、これは増殖炉の段階と、この大資源のさらに大きな利用へとわれわれを導くものである。

太陽エネルギーと地熱の開発は、今日なお小規模のものであるが、この分野で相当の研究が行われている。

今や石油価格の高騰のため、漸次深い油井を掘ってより多量の原油を発見しつつある。われわれは、また、大陸棚沖、メキシコ湾、カリフォルニア沿岸、フロリダ海岸沖、およびニューイングランドにさえおびただしい開発が行われているのを知るのである。われわれは、さらに多くの石油開発を見るであろう。

西部諸州では、石油を求める掘さくがすこぶる活発に行われている。

より強力な資源保護、より賢明なエネルギーの使用、わが国に埋蔵されている燃料の探査を強力に進めること等によって 1985 年までにわが国のエネルギー生産を、ほぼ自給自足し得るところまでもっていけるであろうと思う。われわれは、日本政府がわれわれと共同してこれらの資源を開発されることを歓迎する。私が述べたように、わが国には油母頁岩と石炭の大埋蔵量がある。これまで貴国の多数の実業家が私の州を訪問し、石炭とウラニウムに関心を示した。そしてわれわれは、彼等と共同して事業を行うことを期待している。

それ故エネルギー危機は、アメリカではまだ終わっていないが、少しばかり薄らぎつつある。われわれは、口から出まかせを言っているのではない。なぜならば知事各位は、電話の近くにおられるのだから。知事たちは、ガソリン・スタンドで長い列ができた時多くの電話の呼出しを受けるのである。ある知事は、免許番号に従って奇数日か偶数日のどちらかだけに、ガソリンを販売することを提案した。このような措置にもかかわらず、アメリカのある都市では、ガソリンを求める人の長い列が続いた。

この問題は、解決方法があるにちがいない。われわれは、一つの解決手段があると信ずる。そしてわれわれは各位と話し合い、アメリカも貴国も潤沢なエネルギー保有国になるような手段を見出したいと熱望している。

イ わが国のエネルギー危機対策（報告）

福岡県知事 亀井光

私は福岡県知事の亀井光でございます。

本日、第13回日米知事会議におきまして、米国側からの提出議題であります「エネルギー危機対策」についてご報告申し上げ、尊敬する米国州知事各位と意見を交換する機会を与えられましたことは、まことに光栄と存じます。

昨年来発生した国際情勢ことに中東の情勢は、世界各国のエネルギー政策に激変をもたらしておりますが、特にエネルギー資源の大部分を海外に依存しているわが日本にとっては、重大かつ深刻な事態となっております。

こうした時期に、日米知事会議において、エネルギー問題に関する両国の現状や将来のあり方等について意見交換をすることは、きわめて時宜に適したことで、この議題を提案されましたことに敬意を表する次第であります。

以下におきまして、私は日本のエネルギー問題について、石油資源を中心として説明したいと存じますが、他の資源問題についても若干申し述べまして、本会議における意見交換のための報告といたしたいと存じます。

1. 日本におけるエネルギー問題

日本においては、1960年代に入って急速な経済成長をとげた

過程におきまして、そのエネルギー資源の大部分を海外からの原油輸入に依存して参りましたが、原油の主たる輸入先が中東地域である（1972年度の原油全輸入量の81%）ため、わが国のエネルギー資源の安定的確保が種々の困難に直面することとなったのであります。

しかも今後の需要動向として、引き続き国内需要の増大は不可避であろうと思われます。政府の「総合エネルギー調査会需給部会」の発表によりますと、エネルギー需要は、1985年には現在の3倍強になるものと予測しております。

したがって、このような需要増大に対応して石油資源を確保することが当面する最大の問題であります。

つぎに、わが国には環境保全の立場からのエネルギー使用の制約の問題があります。1973年5月に二酸化いおうおよび二酸化窒素に係る環境基準が定められましたが、この新しい環境基準は世界に類をみない厳しいものとなっております。この基準達成のために、低いおう石油の確保や脱硫、脱硝技術の実用化が急務となっておりますのであります。

2. エネルギー政策の現状

わが国が、石油の需要動向に応じて、その安定的供給確保を図るため、現在行なっている施策について申し上げます。

まず第一に、国際協調を基調としつつ、資源の適正かつ安定した生産および供給秩序の確立を図るべく、いわゆる資源外交を推進することとしております。そのためには、石油の生産国と消費国とが相互に対決することなく、共存共栄の見地から、産油国が石油の安定的増産を行ないうるような状況をつくりだす必要があると考えます。

また、わが国としては、産油国への開発投資、経済協力の拡充強化等を積極的に推進していくこととしております。

第二に、国内供給の安定化を図るため、積極的な政策を実施しております。

そのため、緊急時における国民生活と経済・社会の混乱を最少限に食い止めるための効果的な消費抑制措置を行なうこととしております。すなわち、昨年末の石油危機を背景にして、政府は、総理大臣を本部長とする「国民生活安定緊急対策本部」を設置し、「石油需給適正化法」を新たに制定して事態に対処しております。この法律は、わが国の石油の大幅な不足が生ずる場合において、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営を図るため、石油の適正な供給を確保し、および石油の使用を節減するための措置を講ずることにより、石油の需給を適正化することを目的として制定されたものであります。

現在、緊急対策として、石油、電力の節減、総需要抑制策の強化、公共料金の抑制、生活必需物資の確保および価格安定等の施策が実施されております。

また、都道府県においても、地域住民の生活安定を図るため、同様の組織を設置し、石油をはじめ生活関連物資の安定供給を確保するための各般の対策を講じております。特に各種燃料のうちでも、農業用燃料、輸送用燃料、中小企業用原料および燃料、家庭用灯油およびプロパンガス等の安定的確保については、中央政府と協力してその実現に努めているところであります。

3. エネルギー政策の展望

これまで、わが国におけるエネルギー危機の状況と、これに対し現在講じております主要な施策について申し述べて参りましたが、続いて、エネルギー危機を解決するため、今後講ずべき対策として、第一に石油供給の確保、第二に石油以外のエネルギー資源の開発、第三に省エネルギー政策の推進の3点を中心として、将来におけるエネルギー政策の展望をこころみたいと存じます。

まず第一は、石油の供給確保の問題であります。

石油の供給確保を図るためには、あくまでも国際協調を政策の基本としながら、輸入方式の多様化を図るなど、石油輸入の確保を実現することが第一に必要であります。それと同時に、わが国の手による石油資源の探鉱開発も必要であります。そのために、石油開発公団を中心として、官民一体となって開発を積極的に促進していくことが必要となっております。

また、石油確保のうち、国民生活に密接な関連を有する灯油につきましては、増産・在庫の積増しの指導、販売計画の調整、販売価格の規制等が中央および地方政府の重要な任務として引き続き実施されることが必要であります。さらに今後は、流通秩序の整備をはじめとする販売・流通段階の合理化を推進することが必要であろうと考えております。

エネルギー政策展望の第二は、石油以外のエネルギー資源の開発の問題であります。

これらのエネルギー資源としては、原子力、水力、天然ガス、地熱、太陽エネルギー等々があげられますが、ここでは原子力と新エネルギーの問題をとりあげることといたします。

まず、原子力ですが、わが国の原子力発電は、1973年8月現在稼動中のものは5基182万KWにすぎません。1980年度において出力6,000万KW程度に達するという目標が設定されております。わが国の原子力の開発・利用は平和目的に限るという方針のもとに推進されておりますが、わが国唯一の原子爆弾の被爆国であるという事情により、原子力施設の安全性、環境保全の面に対する住民の反応は極めて敏感であります。したがって、原子力施設の建設につきましては、地元住民の納得を得ることに最大の努力を払わねばならないのであります。

つぎに、新しいエネルギーの開発のことではありますが、この技術開発は、アメリカのアポロ計画にも匹敵するナショナルプロジェクトとして、政府、国立研究機関、大学、民間企業等が一丸となって推進する必要があります。現在のところでは、高速増殖炉、核融合についての国家的な研究が進められておりますが、西歴 2000 年の最終目標年度とする新エネルギー技術開発計画（サンシャイン計画）のもとに、まず今年度から太陽エネルギー、地熱、合成天然ガスおよび水素エネルギーに関する技術開発に着手することになっております。

エネルギー政策の第三の展望として、省エネルギー対策の問題があります。

今後は、入手ないし使用可能なエネルギーをできる限り有効に使用することによって、国民経済活動におけるエネルギー消費量の相対的引き下げ（省エネルギー化）を図る必要があります。

そのための施策として、第一は省エネルギー型産業構造への転換を促進すること、第二はエネルギー利用の効率化を図ること、第三は民生面におけるエネルギー利用の節約合理化を図ることが考えられます。

ここでは省エネルギー政策の基本方向を提起するにとどめますが、今後これらの基本方向にそい、あくまでも国民福祉の観点にたって、国民の同意と支持を得られるような省エネルギー対策が確立されなくてはならないと考えております。

以上、わが国のエネルギー問題の現状と今後の考え方について、石油問題を中心としてご報告致しましたが、わが国がおかれております立場を十分認識して頂ければ幸いです。最後に、石油問題解決の根底となる国際平和、国際連帯の確立のために、私共が貴国ともども努力して参る所存でおりますことを申し添え、私の報告を終らせて頂きます。

ご清聴ありがとうございました。

(ウ) エネルギー危機対策について意見発表

アメリカ側知事

私は、ご参考までにお聞きしたいのだが、この国では太陽エネルギーの開発についてどんな進展が見られるか。こちらではどれだけのことが行なわれ、どれだけのことが知られているか。

亀井福岡県知事

太陽熱の開発については、まだ日本ではちょについたばかりである。いくなれば研究室の中で検討している段階である。

リンク・ノースダコタ州知事

さきほど亀井知事が報告された中で、「政府は新エネルギー技術開発計画のもとに、まず太陽エネルギー、地熱、合成天然ガスおよび水素エネルギーに関する技術開発に着手することになっております。」
とっておられるが、貴国政府あるいはこういう新しい計画にとりくんでおられる府県は、諸外国における同様の計画にアプローチしておられないであろうか。というのは、先程われわれが申し述べたように各国共通の問題であるし、新しいエネルギー源の開発研究は複雑かつ必然的に大規模なものとならざるを得ないからである。模索あるいは議論の段階においても、同様の問題を解決するための同様の努力を試みている諸外国にアプローチする考えは持っておられないだろうか。

木村福島県知事

私は福島県知事の木村守江である。本日この会議でエネルギー対策について報告を申し上げ、皆さん方の賢明な批判を受けることができることは私の喜びにたえない。

いうまでもなく、エネルギーは人類活動の原動力であり、社会文明

の基盤であると考える。

われわれが現在主たるエネルギー源として依存している化石燃料は、数億年にわたり蓄積されたものであるが、近い将来には必ず枯渇する運命にあることは何者も否定することはできない。昨年4月にニクソン大統領はエネルギー教書を発表して、将来のエネルギー安定供給のためいろいろな方策ならびにエネルギー節約運動について提唱されたことは、まことに敬意に値する高説である。

はたして、それからいくばくもなく、世界は深刻なエネルギー危機に見舞われた。しかし人類の英知は、過去幾多の危機をも克服してきたように、多少の混乱はあるにしても、必ずやこの危機を克服し得るものと確信している。

そしてそのための最大の条件は、何といたっても世界の各国が協調し合うということであると私は考える。

失礼だが私の県福島県におけるエネルギー問題についてお話を申しあげたい。

さきほど亀井福岡県知事から発表があったとおり、わが国はエネルギー資源にほとんど恵まれていないが、しかしその中においても、私の県福島県は有数のエネルギー源を有する県である。

福島県は東京から約250キロ北の方にあるが、その海岸地帯には常磐炭礦といって日本の最大の炭礦の一つがここにある。かつては京浜工業地帯に対する重要な燃料供給基地として、日本の産業革命の原動力となった所であり、とくに戦後の復興に果たした役割はきわめて大きいものがある。しかしその後エネルギー革命により、基幹エネルギーの座を石油に譲り渡さざるを得ない状態になった。

さらにまた本県は、約200万キロワットの発電量を誇る日本有数の水力発電県であり、日本経済の成長、国民生活の向上のため大きな役割を果たしてきた。

ところで第4次中東戦争に端を発した国際的エネルギー危機に対処するため、新しいエネルギー資源の開発が喫緊の急務となっており、とりわけ原子力発電の推進は国家的要請となってきたのである。

1980年には、わが国においては出力6,000万キロワット程度の原子力発電が計画されているそうであるが、その約5分の1、1,200万キロワットがわが福島県の海岸地帯に建設されることになっている。

現在本県において稼働中のものは1基46万キロワットであり、建設中のものが5基、計画中のものが8基、計14基であり、その中の7基は110万キロワットの大型軽水炉を使用するものであり、大原子力発電地帯の建設が予想されるのである。

しかし、ご承知のように、原子力発電所の建設については、いろいろな問題が山積している。濃縮ウランの安定的確保、温排水の問題、最終廃棄物処理等であるが、なかでもやかましい問題は、いわゆる微量の放射性物質による環境汚染の懸念と安全制の確保の問題である。

こういう点にかんがみ、私も先般アメリカの各原子力発電所を視察してきたが、アメリカではどういう問題が起りつつあるか、またこれに対する知事各位の考え方、対処の仕方をお聞きしたいと考えている。

放射性物質については、只今申しあげたように私は昨年の日米知事会議に出席した機会を利用して、ミルストン、ピルグリム、ドレスデンの各原子力発電所を視察し、また、アルゴンヌの原子力研究所をお訪ねし、またデンバーでは自然の放射能が人体に及ぼす影響等についていろいろと勉強してきた。

私は環境問題、安全問題の重要性にかんがみ、少なくとも原子力基地化していくためには地域住民の不安を解消しなければならない、安全性を保証してやらねばならない、という観点から、県自体においても原子力センター、環境衛生研究所の開設、モニタリング・ポストの増設などに努力してきているが、アメリカにおいて、これらの問題に対

する対処の仕方ならびに考え方等についてお聞かせ願えれば幸である。

私の県の原子力発電所ができる場所は低開発地帯である。ほとんど工業あるいは第一次産業等も発展しない場所であり、この地域の振興をはかるために誘致を決定したのであるが、その地域の発展のためには、原子力発電所の建設だけではとうてい達成されるものではない。

さいわい只今国においては、国会で、発電地域に関する法案が提出され審議されており、その成立を期待している。

私は知事として、安全性について県民の理解を得てキメこまかく運動を展開し、国家的視野に立ってその開発に今日まで努力してきたが、今後も努力していく考えである。

その他本県における新しいエネルギー資源開発の動きとして次のようなものがある。さきほど申しあげたように、日本で最大の水力発電県であるが、この水力発電は見直しをせねばならないと考えている。この観点から、1980年までには約150万キロワットの揚水式発電所が建設される予定である。

次に本県は火山地帯であり、その特性を生かして、地熱発電についても調査に入っているところである。

また、昨年11月、本県の大平洋沖40キロメートルの地点に、日産32万立方メートルという国内最大の天然ガス田が発見された。今後の開発が期待されている。

しかし、当面のエネルギー資源の中心は、やはり石油に依存せざるを得ない。したがって、石油の備蓄量の増加をはかって県民に対して安定供給を確保するために、石油配分基地の建設、新鋭石油精製工場の新設についてもその推進をはかっていきたいと考えている。

また、本県の産業構造についても、省資源型、省エネルギー型を指向するよう今後誘導していく考えである。

しかし何といたっても石油問題に当面した今日、原子力の問題にとく

に力を入れねばならない。この原子力発電の推進について、先輩国である貴国の皆様方の貴重なご意見を拝聴したいと切望している。

ドッキング・カンサス州知事

まず最初に、わがカンサス州はアラスカ州とハワイ州をのぞく 48 州の地理的中心部に位置しており、つまり国のまんなかには位している。そしてわが州は石油産出高でテキサス、オクラホマ、ルイジアナ、カリフォルニアについで 5 番目の州である。また、わが州は天然ガスの生産で第 4 位を占める。だからわが州はエネルギー生産州である。われわれは消費する量よりもはるかに多い量を生産している。私がこれまで何回か言ったように、もしわれわれが合衆国から脱退するならばたちどころにエネルギー問題を解決することができるのである。しかし無論そんなことはできない。それは実際的な解決策ではない。

しかし、木村知事や亀井知事やハサウェイ知事が雄弁に話されたように、約 3 年前に、アメリカだけでなく、日本や世界の他の国々もますます多く原子エネルギーに依存するようになってきている。

数年前私はカンサス州科学者グループをひきいて首府ワシントンにおもむき、原子力委員会その他の連邦政府の多数の人々を訪れ、連邦政府の計画についていろいろ話し合った。連邦政府の人々は、カンサス州に原子力廃棄物を貯蔵するパイロット事業を約 5 年間行なっていた。これらの廃棄物は 25 万年致命的な放射能を有するといわれ、これは、われわれが知っている限りでの人類の歴史の 5 倍以上の長さである。彼らの考え方は、岩塩の廃坑に廃棄物を貯えようということであった。カンサス州は、また、有数の岩塩産出州である。われわれは極めて多数の岩塩産出地区を有している。わが州の岩塩埋蔵量は、アメリカ全体が 35 万年消費し続けることができるほどのものである。

理くつによれば岩塩の鉱山は原子力廃棄物をたくわえることができ

る。そして一定の期間の間にだんだん温度が高くなつてくると、土地の表面の温度が現実が高まる。岩塩は放射性廃棄物の回りで結晶になり、岩塩が所在する地質部分は、地質学的にみて地震に対して約 200 万年安全な地域である。したがって、この場所はそれを行なうのに適した場所である。

しかしながら、わがカンサス州の大学その他科学者グループは、みずから試験を実施した結果、ある岩塩坑で貯えようとしていた原子力廃棄物が、約 18,000 ガロンの水を投入したあとなくなってしまうことに気づいた。もちろんこれは、わが州の人々をがくぜんとさせた多くの実例の一つであり、もしこの廃棄物質がわが州の地下水脈にとけこんでしまったら、わが国の中西部における重要な地域はどういうことになるであろうか。

その結果、=く大な議論と高度の学術的検討ののち、少なくともカンサス州の岩塩産地で原子力廃棄物を貯蔵する考えを放棄したことを私は喜んでいる。

私が理解しているところでは、現在、廃棄物は基本的に地上に貯蔵されることとなっており、放射能検出器のコントロールを受けている。しかしながら、原子力発電所がアメリカだけでなく世界中に非常にふえてくると、高い放射能を有する原子力廃棄物がきわめて多量にできてくる。そして私の知る限りでは現在の開発の段階では、技術的にはこれを活用することができない。廃棄物のボリュームがものすごくふえてきて、地上でそれに放射能検出器を配置して安全を期することができなくなったときは、われわれは一体どうしたらよいだらう。われわれは、世界で困難な科学技術上の問題を解決しなければならない。

しかし、カンサス州の州民の考え方を述べると、現在われわれはカンサス州内に原子力発電所をひとつ建設しつつあり、原子力発電をやがて持つことを喜んでいる。われわれは操業の安全性について確信し

ている。われわれは物質の輸送も安全に行なわれ得ることを確信している。しかし、私の知る限り、現在解決されていない問題は、原子力廃棄物をどう処置するわけである。それを貯蔵する良い方法が確立されるまで、われわれはカンサス州にそれを貯蔵することを望まない。だから、この問題は、世界の科学技術陣が対処しなければならない問題である。私の知る限り、現在、この問題の根本的解決は見出されていない。

ダン・テネシー州知事

もしさしつかえなければ、私はテネシー州でエネルギーに対する需要を満たすためにとりあげられている新しい考え方についてちよつと申し述べたい。皆様ご承知のように、わがテネシー州は、水力発電及び石炭燃焼発電の諸施設を有する巨大な TVA（テネシー川流域開発公社）によって生産されるエネルギーの有難い受益者である。わがテネシー州では、この発電能力によって、150 万の家庭と事業所が送電を受けている。1970 年にわが州の商業・鉱工業、家庭用の電力消費量は、エネルギー需要全体の約 30% であった。

わが州では、現在原子力発電所を建設するほかに、TVA を通じてひとつのユニークな方法を思いついた。州内には、チャッタヌーガの近くに、ラクーン（洗い熊）山と呼ばれる山がある。われわれはこの山のてっぺんに、てっぺんの部分を爆破することによって巨大な貯水池をつくっているところである。そして夜間電力需要が非常に低い間に生産された電力を使って、テネシー川の水を汲めあげてラクーン山上の貯水池に導入し、電力需要のピーク時のくる昼間にその水を流出させて約 153 万キロワットの電力を生産することになっている。われわれは、夜需要が低いときに、利用可能な電力を以て水を汲みあげて、昼間のピーク時にそれを利用するわけである。だからこれは新考案である。そしてこれは、1 日を基礎とした需要の観点からすると全

く実地的な考案である。

ハサウエイ・ワイオミング州知事

木村知事のご発言におこたえいたしたい。貴県が水力発電についてそのような可能性をもっておら減ることは幸運なことだと思う。アメリカにおける水力発電施設の大部分は利用されており、安価なエネルギー源として重要なものである。そしてそれはかんがい用水や貯水池を提供する。

木村知事や亀井知事が述べられた原子力発電所についての心配を、私はよく理確することができる。わが国の原子力委員会は、アメリカにおける原子力施設や原子力発電所に最大の注意を払っている。時々工場設立の認可がおりるまでに4年、5年、6年とかかっている。その場合つねに十分な吟味が行なわれている。

原子力の事故の大きな脅威のひとつは破壊である。もし工場が正しく保護され正しく立地されるならば、原子力の事故の危険はいちじるしく小さい。まあ、150万分の1位の事故発生の確率である。だがそれとても率が大きすぎる。しかし、適切な立地と適切な予防措置をもってすれば、放射能は十分に制御することができる。もしわれわれがエネルギーにおいて自給自足できるようになるためには原子力を利用しなければならないとしたら、日米両国政府はこの方面でさらに非常に多くの研究を重ねなければならない。

木村福島県知事

いまテネシー州の知事がいわれたように、これは揚水発電所だ。テネシー河に、水を揚げて必要な場合に使う揚水発電所をつくっているという話があったが、ただいま私が申しあげたのも、150万キロワットの揚水発電所が84年までにできる計画を立てて今着手している。

資源の少ない日本においては、やはり水力発電所の見直しをしなければならないと考えている。

ただいま原子力発電所についてのお話があったが、原子力発電所はわれわれがいろいろ検討、勉強した結果では安全性は確保されていると考えているが、最近いろいろな学説があり、非常に危険だとして安全性を疑うような意見が多い。このことについて、そういう学説もあるが、アメリカではこういう風に考えているということがあればご教示を願いたい。

ダン・テネシー州知事

私はこの分野の問題について技術的な点はよく知らないが、ただ、わが国では最初から、とくにオークリッジでは、安全性についてはほとんど文字通り安全さの記録を保持している。この記録の中から現在のような、米国で実用化できる知識技術が生まれた。このような技術の多くの部分は貴国でも利用してもらえらると思う。日本の知事あるいは技術者がわれわれのところを訪問され、利用できるさまざまなものを利用し吸収されることを心から歓迎いたしたい。

ウィリアムズ・アリゾナ州知事

私は技術者でも科学者でもない。ラルフ・ネーダーはかつてオレゴンでの西部知事会議に出席して、いつもの調子で原子力発電所の批判を行なった。その時私は彼に対し、われわれはいままで少なくとも15年間原子力潜水艦を運行せしめているが、ただの1回も事故が起ったことを聞いていないと述べた。彼は私に「って、いままで原子力潜水艦については事故が2回あったと言われた。あとでわかったことだが、1隻は氷の下にひっかかったのであり、もう1隻については、ついに真相がわからずじまいであったが、原子力による事故でないこ

とだけは確かであった。

このように、われわれは原子力の安全利用について一定の歴史を持っており、われわれは現在、原子力航空母艦を有している。こういったものと地域における原子力発電所との関係がどうであるか私はよく知らない。しかし、もし私が原子力潜水艦のごく近くに住んでいるとしたら、地域の原子力発電所の近くに住んでいる場合よりはるかに放射能の危険にさらされている感じを持つことだろう。

ドッキング・カンサス州知事

カンサス州の科学者グループに代って申しあげるが、かれらは核物質を移動させることができ、原子力発電を行なうことができ、環境をそこなうことなく安全に行なうことができることを全く確信している。しかしながら、かれらが懸念している主な問題は、放射性廃棄物をどうするかという長期的な問題である。私の考えでは、この問題は技術的な問題であり、大量の放射性廃棄物が生じてくるに伴って、どうしても解決しなければならない問題である。

科学者たちは、さまざまの異った部面で研究を進めている。しかし、私の知る限り、この廃棄物の問題は解決されていない。そしてこれが人々に不安を与えている問題であるようである。それ以外のすべての点は処理可能であり、人類に利益を与えるものである。

カンザス州でわれわれが研究を進めているもう一つの分野は一種のパイロット事業として大学組織を通じて資金の手当がされるよう私が勧告しているものだ。カンサスという言葉は昔のインディアンの言葉で「大きな南西風の吹く土地」を意味している。われわれの所は強い風が非常によく吹く所で、カンサス州の宣伝をするときは「空気のきれいな国」だとわれわれは言っている。なぜなら風が州全体を吹き通すからだ。いくつかの風洞をつくって非常に多くの実験を行なってい

る。私は何も、風力でもって自分の州をオランダみたいな風車の国にしようなどと考えているわけではない。しかし、この風力はもう一つのエネルギー源として、将来いつの日かエネルギー問題解決のため相当役立つのではないかと考えている。

ウィリアムズ・アリゾナ州知事

それで思い出したのが、ここでご紹介した話である。アリゾナ州は水の余りない所である。日光は大いにあるが水が余りない。そこである人が風車を建設して水を汲み出そうとした。風車は非常にうまく働いていた。ところがしばらくして近所の人々が3マイル離れた所に風車をたてた。すると最初の人々がやって行って、もう一人の人の財産をひきずり出してしまった、という話がある。なぜなら二つの風車をゆるすだけの風がなかったからだ。

(5) 共 同 声 明

ア 提 案 (ハサウエイ・ワイオミング州知事)

序 文

日本の県知事とアメリカの州知事間の継続的訪問は、アメリカ合衆国全米知事会議と日本全国知事会間の同意により、1962年にはじめられ過去12年間日本とアメリカで交互に行なわれてきた。このような相互訪問は、われわれ両国国民間の協力と友情の発展に、大いに貢献するものである。

特に知事は国民並びに国家的関心事である主要問題すなわち農業、教育、社会福祉、土地利用計画、経済発展、運輸、環境、消費者保護及び政府間関係に留意しなければならない。このような理由のため、知事の相互訪問は、知識と経験の交換に、多大の価値あることを証明した。

日米の共同計画は、日米知事会議の開催、地方行政、産業、地方と都市の開発計画等の視察旅行、共通の利害関係ある問題等について、研究と発表を分け合うこと及び、両国の国家的指導者との会見へと導いたのである。このような活動は地方行政の改善、経済的、文化的接触の促進、より親密な人間関係の確立及び、われわれ二国間の理解と善意の育成に貢献した。このような努力は、世界の安定と平和の探究に相当の援助をなすものである。

本年、アメリカ知事代表団は、日本全国知事会の招せいにより、4月8日に日本を訪問し、1974年4月10日東京で開催された第13回日米知事会議に参加した。会議の議題は、アメリカ側提案の「エネルギー危機」と日本側提案の「消費者行政」であった。

これら二つの議題は、日米両国と州及び県の緊急問題を提示したものであった。

アメリカ知事団は、日本政府要人との会見及び、東京都、愛知県、福岡県、長崎県、熊本県及び大分県を訪問することを特別の名誉とするものである、このことは、日本の地方自治行政、産業、農業及び公共事業を視察し、また、個人的接触を通じて日本国民を知る機会を与えるものである。

政策に関する宣言

よって、1974年4月10日東京で会合した日本知事とアメリカの知事は、主として地方行政とその改善に責任あるものとして、日米両国知事間の交換訪問の重要性を確証すること、両国国民間の相互理解の促進のため引き続き努力すべきこと、国際調和の推進と世界の緊張緩和に尽力すべきこと、継続的交換訪問とこの互惠的計画の発展のためお互いの努力を誓うものであることをここに決議する。

更に、われわれ両国間の貿易のある部面に生起する緊急問題 “この

問題は、相互の信頼と協力により救済しうる」を認識すべきことを決議する。

よってわれわれは、われわれ両国が四分の一世紀間享受してきた平和と繁栄の基調である友情の絆と経済提携を継続し発展させることが何よりも必要であることを認識し、尊敬と平等及び相互援助の風潮のなかでこれらの諸問題解決のため、最善の努力を誓うものである。

13TH JAPAN-U. S. GOVERNORS' CONFERENCE

Tokyo, Japan

April 10, 1974

JOINT POLICY STATEMENT OF COOPERATIVE
INTERNATIONAL RELATIONS

Preamble

Continuing visits between Japanese Prefectural Governors and American State Governors were inaugurated in 1962 by agreement between the National Governors' Conference of the United States of America and the National Governors' Association of Japan, and have occurred alternately in Japan and in the United States for twelve years. Such mutual visits greatly help to expand cooperation and friendship between the peoples of our two countries.

Governors are particularly attuned to the people and to major questions of national concern -- in agriculture, education, social welfare, land use policy, economic development, transportation, the environment, consumer protection, and inter-governmental relations. For these reasons the gubernatorial visits have proven to be of immense value, through mutual exchange of knowledge and experience.

The joint program has led to: formation of the Japan-U.S. Governors' Conference; tours of inspection of local government,

industry, and rural and urban development programs; sharing of research and publications on matters of common interest; and meetings with national leaders of both countries. Such activities have contributed to the improvement of local government, furtherance of economic and cultural contacts, the establishment of closer personal relationships, and fostering of understanding and good will between our two nations. Such efforts assist measurably in the quest for stability and world peace.

This year a delegation of American Governors came to Japan on April 8, at the invitation of the Japanese National Governors' Association, and has participated in the 13th Japan-U.S. Governors' Conference held in Tokyo on April 10, 1974. The Conference subjects included " The Energy Crisis " submitted by the American side, and " Consumer Protection Programs " submitted by the Japanese side. Both of these topics addressed pressing problems of concern to both Countries, their States and Prefectures.

The American Governors consider it a privilege to meet with leading officials of the Japanese National Government and to visit the Prefectures of Metropolitan Tokyo, Aichi, Fukuoka, Nagasaki, Kumamoto, and Oita. This will provide an opportunity to observe local government administration, industry, agriculture and public service in Japan -- and to become better acquainted through personal contact with the Japanese people.

Policy Statement

Be it resolved, by the Governors of Japan and of the United States of America, meeting at Tokyo on April 10, 1974, that we do hereby affirm the great importance of exchange visits between Japanese and American Governors as persons chiefly responsible for local government and its improvement; that we shall continue to strive for the advancement of mutual understanding between the peoples of our two countries; that we shall endeavor to promote international harmony and the easing of world tensions; that we pledge our joint efforts for continued exchange visits and the development of this reciprocal program; and

Be it further resolved that we recognize pressing problems which arise in some aspects of trade between our respective countries, but which can be remedied through mutual confidence and cooperation. We therefore pledge our best efforts to help resolve these problems in a climate of respect, equality and reciprocal assistance, recognizing the paramount need to continue and expand our ties of friendship and economic associations which are key elements of the peace and prosperity which have been enjoyed by our respective countries for more than a quarter of a century.

イ 共同声明案に対する日本側知事代表の賛成意見

副会長 佐賀県知事

池 田 直

アメリカ知事団よりご提案のあつた共同声明に対し、日本側出席知事を代表して意見を述べさせていただきます。

本日の第13回日米知事会議に出席した日本側知事全員は、ただ今ご発表のありました共同声明に対し、全幅の賛意を表すものであります。仰せの通り、日米知事相互訪問に伴う日米知事会議と、両国の州と県との行政と産業の視察は、地方行政の改善に資すること多大なものがあつたのみならず、両国国民の理解と親善の増進の上にも、重要な役割を演じて参りました。

地方行政の改善の面におきましては、この会議で討議された事項は、各県の行政に反映し、また、アメリカを訪問して直接この目で確かめて参りました行政組織、教育施設、福祉施設、医療施設、観光対策、環境整備等は、私どもに多くの示唆と教示を与え、わが国地方行政の改善に役立つのであります。

また、両国の友好親善の面におきましても、アメリカの各州民と、日本の各県民との相互の親善と協調はいよいよ緊密の度を増してきているのであります。

今後とも、日米両国が互いに協力し合うことは、全世界の発展と福祉に貢献するものと確信をいたす次第であります。

よつて、ご提案に賛成し、この行事の継続と発展を心から願つてやみません。

(6) 日本知事代表の閉会あいさつ

副会長 福島県知事

木 村 守 江

閉会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

第13回日米知事会議は、これをもって無事終了いたしました。

皆さま、長時間にわたり、たいへんお疲れのことと存じます。

ご出席の知事各位におかれましては、当面する重要課題について終始、熱心に討議を続けられ、問題点の解明にご尽力くださったことに対し、日本知事を代表し、厚く御礼を申し上げます。

本日討議された問題は、いずれも、日米両国にとり、切実かつ最も関心の深い問題でありまして、これについて、両国の知事各位より貴重な報告と隔意のない意見の交換が行なわれたのでありますが、このことは、今後この分野における地方自治行政の推進に大いに役立つことはもちろんであります。日米間の相互理解と友好親善においても極めて有意義であったことと確信しております。

かくの如く、この会議が予期以上の成果を挙げ得たことは、ひとえにご出席の両国知事はじめ関係者各位のなみなみならぬご努力とご協力の賜と存じ、心から謝意を表する次第であります。

最後に、日米知事会議の一そうの発展と、ご出席くださいました皆さまのご多幸と、そしてまたアメリカ側の知事さん方におかれては、これからの日本の各地訪問につきましても、ご健康をお祈り申し上げまして、閉会のごあいさつにいたします。

ありがとうございました。

(7) 米国州知事代表閉会あいさつ

カーティス・メイン州知事

結論として言わせて頂きたいが、本日の会議は、アメリカから参つたわれわれの全員にとつてきわめて興味深い、かつ友好の気分にあふれた会議であつた。われわれは、あなた方と短時間ではあるがこのように話し合い、あなた方と直接お会いする機会を持ち得たことを喜んでいる。われわれは、貴国を訪れ、本日あなた方とお会いし、短い時間ではあつたがあなた方と話し合うことを可能にして下さつた皆様方に対し深甚なる感謝の意を表明いたしたい。

ただひとつだけ批評させてもらふとすれば、時間がきわめて短かつたという点である。われわれは、長時間にわたつて討議したく思う共通の問題をかかえており、共通の解決を見出す方途を探求したいと願つている。私は、われわれがともに解答を求めている環境問題を解決するための技術上の知識が非常に必要とされていることを痛感する。とくに公害の規制、廃棄物の処理、そしてわれわれがいまだ解決策を有していない 20 世紀の諸問題がある。そしてわれわれ両国は、子供たちや大人たちを不具にさせる病気や生命にかかわる病気について、同じような心配と同情を共有しており、われわれはこういうものの治療法を見出さねばならない。われわれは学ぶべきことがたくさんあり、手段と時間が与えられるならばいつしよになし得ることが実に多くある。

であるから、公式の会議は本日限りで終るとしても、残りの何日間か日本国内の旅行をしている間、われわれのディスカッションを続けて行きたいと願つている。あなた方もアメリカのわれわれの州を訪問される時間を捻出され、アメリカ人たちとお会いになつて同様のディスカッションをな

さることを希望する。そしてそれ以上に、人々に多くの問題を提出している事柄について真の満足すべき解答を見出すため、相互訪問や知識技術の交流をいつそう盛んに行なうためのより良い機構ができることを希望する。

さてアメリカからやつてきた私の同僚たちに代り、あなた方と同席することのできたことを光栄に存ずることを申し述べるとともに、こういつた会合を通じてわれわれが奉仕する地域住民の諸問題を満足できる形で解決する方法、手段を見出すことができることとわれわれは期待している。

ご清聴を感謝する。

〔付録〕

米 国 州 知 事 団 滞 在 日 程

附

訪 日 米 国 州 知 事 団 名 簿

(49. 4. 8～49. 4. 19)

全国知事会

4月8日（月）第1日

東京都

発着時刻	発着地	交通機関	接偶及び行事	宿泊
16 : 05	東京国際空港着		空港特別待合室 (PQ室)にて歓迎式	
17 : 00	同上発		米知事団の輸送荷物の運搬	
17 : 30	帝国ホテル着			
18 : 30			夕食 (17階レインボールーム)	帝国ホテル

4月9日（火）第2日

東京都

発着時間	発着地	交通機関	接遇及び行事	宿泊
9:20	帝国ホテル発	バス		
9:30	アメリカ大使館着		アメリカ大使館員による ブリーフィング (夫人は帝国ホテル下車、休憩)	
10:30	同上発	バス		
10:55	国会議事堂着		衆参両院議長表敬訪 問	
12:43	同上発	バス	国会見学	
12:55	東京会館着	バス		
14:34	同上発		日米協会主催昼食会	
15:15	NHK放送センター 着	バス	見学	
16:40	同上発	バス		
17:13	帝国ホテル着			
18:10	同上発	バス	休憩	
18:20	アメリカ大使公邸着		アメリカ大使館	
19:55	同上発	バス	主催レセプション	
20:03	帝国ホテル着			帝国ホテル

4月10日(水)第3日

東京都

発着時刻	発着地、	交通機関	接遇及び行事	備考
			夫人は別途夫人プロ (グラムによる) アメリカ商業会議所主 催朝食会(4階松の間) 7:45 9:00	
9:33	帝国ホテル発	バス		
9:40	自治省着		町村自治大臣表敬訪問	
10:07	同上発	バス		
10:40	東京都心障害者福祉 センター着		視 察	
11:25	同上発	バス		
11:55	ホテルニューオータニ 着		東京都知事主催昼食会 (1階桂の間) 12:00 13:10	
13:15	同上発	バス		
13:25	都道府県会館着		第13回日米知事会議 (別館211号室) 13:30 16:10	
16:20	同上発	バス		
16:34	帝国ホテル着		全国知事会会長主催 晩さん会 (新館4階桜の間) 19:00 21:00	
				帝国ホテル

夫人プログラム

4月10日(水)

東京都

発着時刻	発着地	交通機関	接遇及び行事	備考
10:10	帝国ホテル着	マイクロバス	草月流生花実演と実習 { 10:30 11:30	
10:25	草月会館着			
11:35	同上発	マイクロバス	東京都知事主催昼食会 (1階 桂の間)	
11:45	ホテルニューオータニ着			
12:00				
13:15	ホテルニューオータニ発	マイクロバス	観桜	
13:30	新宿御苑着			
14:00	新宿御苑発	マイクロバス	途中、PX(山王 ホテル)に立寄りシ ョッピング	
15:05	日本橋三越本店着		花嫁衣裳鑑賞、店内 ショッピング { 15:05 16:35	
16:35	日本橋三越本店発	マイクロバス	全国知事会会長主催 晩さん会 4階桜の間) (新館 4階桜の間)	
16:55	帝国ホテル着			
			{ 19:00 21:00	

4月11日（木）第4日

東京都、愛知県

発着時刻	発着地	交通機関	接遇及び行事	宿泊
8:20	帝国ホテル着	バス	地方視察に出発	
9:45	御殿場ロワイヤル ・フジ着		休憩	
10:19	同上発	バス		
12:30	ホテル寸座ビラージ着		昼食	
14:00	同上発			
15:40	愛知県庁着		夫人は県庁で下車せず 県公館へ直行	
16:37	県庁発	バス		
16:41	愛知県公館着		夫人と合流 記念撮影（中庭にて）	
17:10	同上発	バス		
17:40	名古屋観光ホテル着		休憩 晩さん会 19:10 20:50 愛知県・名古屋市 名古屋商工会議所共催	

名古屋
観光
ホテル

4月12日（金）第5日

愛知県

発着時刻	発着地	交通機関	接遇及び行事	宿泊
9:03	名古屋観光ホテル発	バス	朝食（1階グリル「エスコ ファイエ」） 7:30 8:30	
9:55	トヨタ自動車工業着		視察	
11:40	同上発	バス		
12:06	愛知青少年公園着		昼食 園内視察 記念植樹	
14:07	同上発	バス		
14:50	明治村着		村内視察	
16:10	同上発	バス		
16:28	名鉄犬山ホテル着		休憩 愛知県知事主催晩さん会 （別館2階大広間） 18:15より	名鉄犬山 ホテル

4月13日(土)第6日

愛知県・福岡県

発着時刻	発着地	交通機関	接遇及び行事	宿泊
7:44	名鉄犬山ホテル発	バス	朝食(6階大食堂「キャッスル」) 6:50 7:20	
8:15	名古屋空港着			
8:40	同上発	全日空 231便		
10:05	福岡空港着		知事その他出迎え	
10:15	同上発	バス		
10:40	西鉄グランドホテル着		休憩・昼食 (14階スカイシヤト__)	
13:27	同上発	バス		
14:07	観世音寺着		観光	
14:47	同上発	バス		
14:53	大宰府着		観光	
16:06	同上発	バス		
16:17	福岡県衛生公害 センター着		視察	
16:43	同上発	バス		
17:13	松居本店着		同店でショッピング	
17:55	同上発	バス		
18:05	西鉄グランドホテル着		休息 福岡県知事主催晩さん会 20:20 22:45	西鉄グランドホテル

4月14日(日)第7日

福岡県～長崎県

発着時刻	発着地	交通機関	接遇及び行事	宿泊
7:23	西鉄グランドホテル発	バス		
8:33	唐津シーサイドホテル着		休息	
9:14	同上発	バス		
10:30	ホテル松蔵(佐世保)着		休息	
11:20	同上発	バス		
11:30	米海軍佐世保基地着		休養 市内観光	
			{ 13:00 17:30 }	
			九十九島観光	
			三川内地区窯業視察	
17:10	同上発	バス		
17:30	ホテル松蔵 ^{まつくら} 着		晩さん会	
			{ 19:10 21:55 }	
			長崎県、佐世保市	
			佐世保商工会議所	
			佐世保日米協会共催	
			於 弓張観光ホテル	
				ホテル 松蔵

4月15日(月)第8日

長 崎 県

発着時刻	発着地	交通機関	接遇及び行事	宿泊
8:48	ホテル松蔵発	バス		
9:22	西海橋着			
9:40	同上発	バス		
10:55	長崎グランドホテル着			
11:00	長崎県庁着		長崎県副知事表敬訪問	
11:30	同上発	バス		
11:35	長崎グランドホテル着		昼食会 {11:40 13:15	
			長崎県長崎市、長崎商工会議所 長崎日米協会共催 〔立食パーティー〕	
13:30	同上発	バス		
13:35	おおはと 大波止着	貸切り 観光船	長崎港視察	
14:07	三菱重工業・長崎造船 所 香焼工場着	(ぐらばあ号)	造船所見学 (構内はバス)	
15:13	同上発	バス		
15:33	グラバー邸着			
16:10	同上発	バス		
16:25	平和公園着		平和記念像献花 記念撮影	
16:45	同上発	バス		
16:52	国際文化会館着		原爆資料室参観	

4月15日（月）第8日

長 崎 県

発着時刻	発着地	交通機関	接遇及び行事	宿泊
17:38	国際文化会館発	バス	真珠資料館（Sonoda Pearl）にて ショッピング	長崎グランドホテル
18:30	長崎グランドホテル着		休憩	
19:10	同上発	バス		
19:18	料亭「花月」着		長崎県知事主催 晩さん会	
22:02	同上発	バス		
22:10	長崎グランドホテル着			

4月16日（火）第9日

長崎県・熊本県

発着時刻	発着地	交通機関	接遇及び行事	宿泊
8:40	長崎グランドホテル発	バス		
10:00	多比良港（長崎県）着発	航送船		
10:45	長洲港（熊本県）着	バス	副知事出迎え	
10:55	同上発			
12:15	熊本県庁着		熊本県知事表敬訪問	
			{ 12:15 12:55 }	
12:55	同上発	バス		
13:15	ニュースカイホテル着		熊本県知事主催昼食 会（立食パーティー）	
			{ 13:15 14:45 }	
14:45	同上発	バス		
19:10	福岡空港発	日航374便		
20:40	東京国際空港着			帝国ホテル
[ハサウェイ・ワイオミング州知事夫妻は16日 18:10大村発（全日空 658便） 21:00羽田着]				

4月17日（水）第10日

東京都

発着時刻	発着地	交通機関	接遇及び行事	宿泊
10:00	帝国ホテル発	乗用車	横浜PXへ	
午後	同上着		ショッピング	帝国ホテル

4月18日（木）第11日

東京都

発着時刻	発着地	交通機関	接遇及び行事	宿泊
9:23	帝国ホテル着	バス		
9:30	外務省着		大平外務大臣表敬訪問	
			{ 9:35 10:04	
10:08	同上発	バス	(夫人はホテルで休息)	
10:13	帝国ホテル着			
10:33	同上発	乗用車	(夫人同乗)	
10:45	皇居着		天皇、皇后両陛下謁見	
			{ 11:00 11:30	
			皇居玄関で記念撮影	
11:53	同上発	乗用車		
12:00	総理官邸着		総理大臣主催昼会食	
			{ 12:00 13:30	
13:35	同上発	バス		
13:40	帝国ホテル着		(夫人は別途夫人プログラムによる)	
			昼食会終了後自由行動	
18:10	帝国ホテル発	バス	帰国準備	
18:25	ホテルニューオータニ着		町村自治大臣主催 晩さん会 (1階楓の間)	
			{ 18:30 20:30	
20:42	同上発	バス		
21:00	帝国ホテル着			帝国ホテル

夫人プログラム

4月18日(木)

東京都

発着時刻	発着地	交通機関	接遇及び行事	宿泊
11:53	皇居発	乗用車		
12:03	帝国ホテル着		桑原会長夫人主催昼食会 (新館4階桐の間)	
			昼食会終了後自由行動 帰国準備	
				帝国 ホテル

4月19日（金）第12日

東京都

発着時刻	発着地	交通機関	接遇及び行事	宿泊
5:00	帝国ホテル着		中央卸売市場（築地） 視察	
5:30	中央卸売市場着			
7:20	同上発			
7:40	帝国ホテル着			
9:30	帝国ホテル発 （夫人のみ）		シェースミス夫人主催 コーヒーパーティー （大使公邸） 10:00 12:00	
12:00 すぎ 昼	同上着		昼食は自由食（ホテル）	
10:30	クリフィールド事務局長及びマクドナルド国務省職員は知事会を訪問、役員室で藤井総長、児玉渉外部長らと会談した。 会談後、赤坂東急ホテル1階「天一」で昼食を共にした。			帝国 ホテル

4月20日（土）

午前中 { ウィリアムズ・アリゾナ州知事夫妻
クリミンジャー女史
クリフィールド事務局長
は新幹線で小田原に行き小田原城を見物して帰京

午後 歌舞伎座観劇
{ ハサウェイ・ワイオミング州知事夫妻
ウィリアムズ・アリゾナ州知事夫妻
クリミンジャー女史
フリフィールド事務局長
令嬢ライザが参加

米国州知事帰国日程表

知事名	離日日時
(共同団長) メイン州知事 カーティス	4月18日(木) 19時30分羽田発 ノースウエスト 22便
(共同団長) ワイオミング州知事 ハサウェイ夫妻	4月21日(月) (4月16日 15時15分羽田発(18時10分大村発全日空 ノースウエスト4便(658便 21:00羽田着)
カンサス州知事 ドッキング夫妻	(4月15日(月) 15時15分羽田発 ノースウエスト4便)
アリゾナ州知事 ウィリアムズ夫妻	4月21日(日) 15時15分羽田発 ノースウエスト4便
テネシー州知事 ダ ン 夫妻	4月21日(日) 15時15分羽田発 ノースウエスト4便
ニューメキシコ州知事 キ ン グ 夫妻	4月16日(火) (10時35分大村発全日空146便 15時15分羽田発(12時10分大阪着 ノースウエスト4便(13時00分同上発全日空26便 13時55分羽田着)
ノースダコタ州知事 リ ン ク 夫妻	4月19日(金) 15時15分羽田発 ノースウエスト4便
モンタナ州知事 ジャッジ夫妻	4月14日(日) (11時25分福岡発日航358便 19時30分羽田発(12時55分羽田着 ノースウエスト22便)
アメリカ知事会事務局長 クリフィールド及び娘ライザ	4月21日(日) 15時15分羽田発 ノースウエスト4便
アメリカ国務省 マクドナルド	4月24日(水) 15時15分羽田発 ノースウエスト4便
アリゾナ州随行者 クリミンジャー女史	4月21日(日) 15時15分羽田発 ノースウエスト4便
メイン州随行者 ジョンソン	4月18日(木) 19時30分羽田発 ノースウエスト22便

アメリカ知事団名簿

メイン州知事 ケネス・M・カーティス

(共同団長)

Governor Kenneth M. Curtis, Maine

Co-Leader of the Delegation

ワイオミング州知事 スタンレー・K. ハサウェイ

(共同団長)

Governor Stanley K. Hathaway, Wyoming

Co-Leader of the Delegation

(夫人 ボビー)

(and wife, Bobby)

カンサス州知事 ロバート・B・ドッキング

Governor Robert B. Docking, Kansas

(夫人 メレディス)

(and wife Meredith)

アリゾナ州知事 ジャック・ウィリアムズ

Governor Jack Williams, Arizona

(夫人 ベラ)

(and wife, Vera)

テネシー州知事 ウィンフィールド・ダン

Governor Winfield Dunn, Tennessee

(夫人 ベティ)

(and wife, Betty)

ニューメキシコ州知事 ブルース・キング

Governor Bruce King, New Mexico

(夫人 アリス)

(and wife, Alice)

ノースダコタ州知事 アーサー・A・リンク

Governor Arthur A. Link, North Dakota

(夫人 グレース)

(and wife, Grace)

モンタナ州知事 トマス・L・ジャッジ

Governor Thomas L. Judge, Montana

(夫人 キャロル)

(and wife, Carol)

随 員

アメリカ全国知事会事務局長 ブレバード・クリフィールド (令嬢 ライザ)
Mr. Brevard Carihfield (and daughter, Liza)
Secretary—Treasurer
National Governors' Conference

アメリカ国務省 ジョン・F・マクドナルド
Mr. John F. McDonald
Department of State

アリゾナ州随行者 C・R・クリミンジャー女史
Mrs. C. R. Krimminger, Arizona Aide

メイン州随行者 ウィリス・G・ジョンソン
Mr. Willis G. Johnson, Maine Aide